

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 5 年 6 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 28 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

財務監査及び行政監査の結果

令和5年7月28日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和4年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	214 機関のうち、2 機関	
教育委員会	98 機関のうち、13 機関	
公安委員会	60 機関のうち、3 機関	
その他(上記以外)	13 機関のうち、0 機関	計 385 機関のうち、18 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり13機関において3件の指摘事項、15件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	農政部	中央家畜保健衛生所	6月27日	実地	—	2	—	5月26日(実地)
2	都市建築部	東部広域水道事務所	6月22日	実地	1	—	—	5月22日(実地)
3	教育委員会	岐阜北高等学校	6月30日	書面	—	1	—	5月23日(書面)
4		長良高等学校	6月30日	書面	—	1	—	5月23日(書面)
5		加納高等学校	6月30日	書面	—	—	—	5月23日(書面)
6		岐阜総合学園高等学校	6月30日	書面	—	1	—	5月23日(書面)
7		大垣東高等学校	6月30日	書面	—	2	—	5月23日(書面)
8		大垣西高等学校	6月30日	書面	—	2	—	5月23日(書面)
9		大垣桜高等学校	6月30日	書面	—	—	—	5月23日(書面)
10		武義高等学校	6月30日	書面	—	—	—	5月23日(書面)

11	教育委員会	関有知高等学校	6月30日	書面	—	1	—	5月23日(書面)
12		加茂高等学校	6月30日	書面	—	1	—	5月23日(書面)
13		東濃実業高等学校	6月30日	書面	—	—	—	5月23日(書面)
14		可児高等学校	6月30日	書面	1	2	—	5月23日(書面)
15		多治見北高等学校	6月30日	書面	—	—	—	5月23日(書面)
16	公安委員会	各務原警察署	6月30日	書面	—	1	—	5月23日(書面)
17		大垣警察署	6月30日	書面	—	1	—	5月23日(書面)
18		関警察署	6月30日	書面	1	—	—	5月23日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 13 機関				3 件	15 件	0 件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
中央家畜保健衛生所	指導事項	岐阜県中央家畜保健衛生所電気需給契約(単価契約)に係る検査事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 請求額が100万円を超えていた令和4年11月分について、検査調書を作成すべきところ、「電気ご使用量のお知らせ」の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていた。 2 請求額が100万円未満の令和5年3月分について、履行を確認するための検査をしたことが確認できなかった。
	指導事項	中央家畜保健衛生所動物用焼却炉修繕工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
東部広域水道事務所	指摘事項	行政財産の目的外使用に係る使用料の収入事務において、算定額が100円に満たない場合は使用料を100円として徴収すべきところ、87円を徴収していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜北高等学校	指導事項	公務中にデスクトップ型パソコン及びタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料91,080円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
長良高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた4件の毀損事故について、修繕料146,630円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜総合学園高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料37,730円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣東高等学校	指導事項	大垣東高等学校多目的教室等空調機器更新工事に係る契約

		事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料37,730円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣西高等学校	指導事項	大垣西高等学校換気用網戸設置工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料37,730円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
関有知高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料37,730円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
加茂高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料51,700円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
可児高等学校	指摘事項	労働保険料の支出事務において、令和2年度の確定保険料（雇用保険分）の算定に当たり、算定基礎となる賃金総額に高年齢労働者の報酬等を含めていなかったことにより、確定保険料に不足額が生じ、令和4年8月24日に不足額22,374円及び追徴金2,200円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	可児高等学校空調機器更新改修工事の変更契約事務において、契約の相手方に契約保証金額の増額請求を行い増額分の契約保証金等を納付又は提供させることなく、契約保証金額を増額した変更契約を締結していたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた3件の毀損事故について、修繕料等110,330円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
各務原警察署	指導事項	県が借主となる各務原警察署職員駐車場に係る賃貸借契約において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかったため、今後は適正に処理されたい。
大垣警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、交換対応（取得価格159,115円）となっていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
関警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料119,416円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

